

計測自動制御学会計測部門論文賞規定

平成 21 年 8 月 18 日制定

平成 22 年 1 月 29 日改訂

令和元年 5 月 24 日改訂

(計測部門論文賞の設置)

第 1 条 (社)計測自動制御学会 計測部門に計測自動制御学会計測部門論文賞（以下「部門論文賞」という）を設ける。

(目的)

第 2 条 部門論文賞は、本学会論文誌に掲載された計測に関する論文のうち、部門が関与する科学技術および産業の分野における発展に寄与するところが大きく、かつ優れた成果を挙げた論文に対して授与し、計測分野の活性化をはかることを目的とする。

(部門論文賞の対象)

第 3 条 部門論文賞は、受賞前年 1-12 月号の計測自動制御学会論文誌および JCMSI に掲載された計測分野の論文を対象とする。なお、対象論文の第一著者が、過去に第一著者として受賞の経験がある場合は、5 年を経ているなければならない。

(部門論文賞選考委員会)

第 4 条 部門論文賞選考委員会は、部門長、副部門長、部門幹事、計測部門選出の論文集委員会委員のうち主査を含む 2 名以上、センシングフォーラム運営委員長、各部会、調査研究会の主査で構成され、部門長をもって委員長とする。

(部門論文賞候補者の選考方法)

第 5 条 部門論文賞選考委員会は、第一次および第二次選考を経て部門論文賞候補者を選考する。

1. 第一次選考については別途定める
2. 第二次選考については別途定める

(部門論文賞候補者の決定)

第 6 条 部門長は、部門論文賞選考委員会の選考結果に基づき受賞者を決定し、部門協議会を経て理事会に報告する。

(表彰)

第 7 条 表彰は、計測部門大会(センシングフォーラム)にて計測部門長名で行い、受賞者に賞状を贈呈する。

(経費)

第8条 部門論文賞にかかわる一切の諸経費は、計測部門において負担する。

(規定の改廃)

第9条 本規定の改廃は、計測自動制御学会計測部門運営委員会の議を経なければならない。

附 則

1. この規定の施行は平成21年8月18日からとする。
2. 改定後の規定の施行は平成22年1月29日からとする
3. 改定後の規定の施行は令和元年5月24日からとする

計測自動制御学会計測部門論文賞 選考委員会内規

平成21年8月18日制定

平成22年1月29日改訂

令和元年5月24日改訂

(第一次選考)

1. 計測部門選出の論文集委員会委員のうち主査を含む2名以上が、査読報告書にもとづき点数化する。
2. 計測自動制御学会論文誌掲載論文について新規性、有用性の評価: 大, 中, 小, なしをそれぞれ3, 2, 1, 0点として採点する。JCMSI 掲載論文について, Contribution: Significant/Good/Minor/None, Quality: Excellent/Good/Fair/Poor をそれぞれ3, 2, 1, 0点として採点する。
3. 点数を部門長, 副部門長, 幹事が確認し, 上位4名程度の論文を表彰候補として採択する。
4. 学会論文賞に内定していることがあらかじめわかっている論文については, それを除く。

(第二次選考)

1. 候補論文を, 部門論文集選考委員会委員が個々に評価(0点・5点, 5点が最高)する。
2. ただし, 候補論文の著者となっている選考委員会委員は, 当該論文の評価から除外する。
3. 部門長, 副部門長, 部門幹事のうち2名以上が, 評価の集計を行い, 平均点の上位から2件程度を受賞論文として選出する。